

平成 25 年 6 月 28 日
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

「薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令」が一部改正され、新たに 5 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

公布：平成 25 年 6 月 28 日

施行：公布日から起算して 30 日を経過した日（平成 25 年 7 月 28 日）

追加指定薬物

- 1 化学名：1-Cyclohexyl-4-(1,2-diphenylethyl)piperazine
化学名字訳：1-シクロヘキシル-4-(1,2-ジフェニルエチル)ピペラジン
通称等：MT-45
- 2 化学名：3,4-dichloro-N-[[1-(dimethylamino)cyclohexyl]methyl]benzamide
化学名字訳：3,4-ジクロロ-N-[[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル]ベンズアミド
通称等：AH-7921
- 3 化学名：[1-[(Tetrahydropyran-4-yl)methyl]-1H-indol-3-yl](2,2,3,3-tetramethylcyclopropan-1-yl)methanone
化学名字訳：[1-[(テトラヒドロピラン-4-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン
通称等：A-834735
- 4 化学名：1-(3-Fluorophenyl)-N-methylpropan-2-amine
化学名字訳：1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン
通称等：3-Fluoromethamphetamine、3-FMA
- 5 化学名：1-(3,4-Methylenedioxyphenyl)-2-(pyrrolidin-1-yl)propan-1-one
化学名字訳：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン
通称等：MDPPP

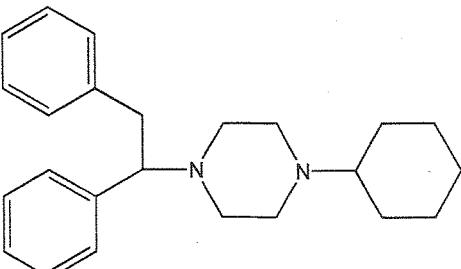
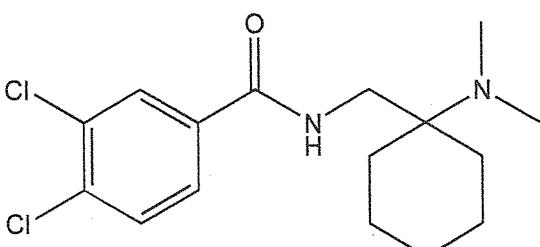
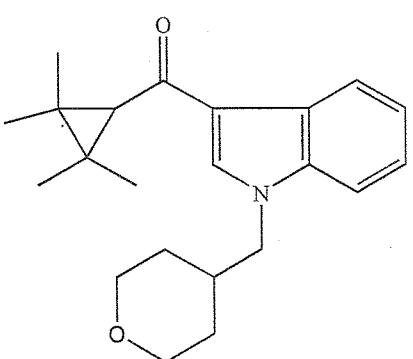
※ 指定薬物として指定する物には上記物質の塩類及びこれらを包含する物を含みます。
通称名は複数ありますのでここに掲載しているものだけとは限りません。

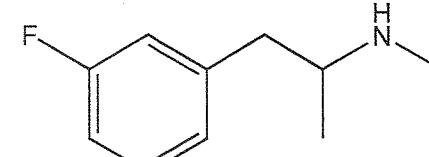
「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第 2 部門
(電話：03-3599-6338)

指定薬物一覧

	1-シクロヘキシル-4-(1, 2-ジフェニルエチル)ピペラジン
1	(通称:MT-45) 
2	3, 4-ジクロロ-N-{[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル}ベンズアミド (通称:AH-7921) 
3	{1-[(テトラヒドロピラン-4-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}- (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン (通称:A-834735) 

	1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン
4	<p>(通称:3-Fluoromethamphetamine 3-FMA)</p> 
5	<p>1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン</p> <p>(通称:MDPPP)</p> 